本資料のうち,枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-工-D-01-0027_改 0	
提出年月日	2020年10月1日	

基本設計方針に関する説明資料

【第43条 換気設備】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年10月

東北電力株式会社

較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(放射線管理施設の基本設計方針)

東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
	 2.2 換気設備 通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設計基 準事故時において,放射線障害を防止するため,発電 所従業員に新鮮な空気を送るとともに,空気中の放射 性物質の除去・低減が可能な換気設備を設ける。 【43 条 1】 	
	換気設備は,放射性物質による汚染の可能性からみ て区域を分け,それぞれ別系統とし,清浄区域に新鮮 な空気を供給して,汚染の可能性のある区域に向って 流れるようにし,排気は適切なフィルタを通して行う。 また,各換気系統は,その容量が区域及び部屋の必要 な換気並びに除熱を十分行える設計とする。 【43条2】	
	放射性物質を内包する換気ダクトは、溶接構造とし、 耐圧試験に合格したものを使用することで、漏えいし 難い構造とする。また、ファン、逆流防止用ダンパ等 を設置し、逆流し難い構造とする。 【43 条 3】	
	排出する空気を浄化するため、気体状の放射性よう 素を除去するチャコールエアフィルタ及び放射性微粒 子を除去する高性能エアフィルタを設置する。 【43条4】	設備名称の相違
	これらのフィルタを内包するフィルタユニットは, フィルタの取替えが容易となるよう取替えに必要な空 間を有するとともに,必要に応じて梯子等を設置し, 取替えが容易な構造とする。 【43条5】	表現の相違
	吸気口は,放射性物質に汚染された空気を吸入し難 いように,排気筒,サイトバンカ建屋排気口及び焼却 炉建屋排気口から十分離れた位置に設置する。 【43条6】	
	 資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む™	「能性があろため公開できません」 - 1 -

較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(放射線管理施設の基本設計方針)

東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
	 2.2.1 中央制御室換気空調系 中央制御室の換気及び冷暖房は、中央制御室送風機、 中央制御室再循環フィルタ装置、中央制御室再循環送 風機、中央制御室排風機等から構成する中央制御室換 気空調系により行う。 【43条7】 	設備名称の相違 設備名称の相違
	 2.2.3 原子炉建屋原子炉棟換気空調系 原子炉建屋原子炉棟換気空調系は、原子炉棟送風機、 原子炉棟排風機等で構成し、原子炉建屋原子炉棟の換 気を行う。汚染の可能性のある区域は、給・排気量を 適切に設定することによって、清浄区域より負圧に保 つ。供給された空気は、フィルタを通した後、排気筒 から放出する。 給気及び排気ダクトには、それぞれ2個の空気作動 の隔離弁を設け、排気ダクトの放射能レベルが高くな った場合等に自動閉鎖し、本換気空調系から非常用ガ ス処理系に切り換わることで放射性ガスの放出を防ぐ 設計とする。 【43条9】 	設備名称の相違 表現の相違
	 2.2.4 タービン建屋換気空調系 タービン建屋換気空調系はタービン建屋送風機,タ ービン建屋排風機等から構成され,建屋内の空気の流 れを適正に保ち,清浄区域の汚染を防止する。 建屋内に供給された空気は、フィルタを通した後、 排気筒から放出する設計とする。 【43条10】 	設備名称の相違 表現の相違
	る料のうた枕囲石の内容け 444の地容車佰を今ます。	- 2 -

較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(放射線管理施設の基本設計方針)

2.2.1 度行機構築物理に構築な変現所 医学校型に変称の変現が、影響的物理な構成構成等で構成の内容な 物理教型になったなない。フィルクを 認定な、構成のた文化を測定されたなない。フィルクを 認ったた。様式の支援として、 148 年 11 第二中の生成 (換文変現系の構成の相違) 2.2.2 前原の比較のでなのであったなない。フィルクを 148 年 11 第二中の生成 (換文変現系の構成の相違) 2.2.4 前原の比較なな、 前原の比較なない。 148 年 11 第二中の生成 (換文変現系の構成の相違) 2.2.5 前原の比較なな、 前原の比較なな、 148 年 11 第二中の生成 (換文変現系の構成の相違) 2.2.6 前原の比較なな、 148 年 11 第二中の生成 (換文変現系の構成の相違) 2.2.6 前原の比較なな、 148 年 11 第二中の生成 (換文変現系の構成の相違) 2.2.6 前原の比較なない 149 年 12, 2号成長期、15, 75, 75, 75, 75, 75, 75, 75, 75, 75, 7	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考	
(換気空調系の傳成の相違) (換気空調系の傳成の相違) 記計の差異 (換気空調系の傳成の相違) (換気空調系の傳成の相違) (換気空調系の傳成の相違) 2.2.6 制御堤屋換気系は、C/B 汚染区域送風機(第 1 号換) (換気空調系の構成の相違) (換気空調系の構成の相違) (換気空調系の構成の相違) (換気空調系の構成の相違) (換気空調系の構成の相違) (換気空調系の時成の相違) (換気空調系の時成の相違) (換気空調系の時成の相違) (換気空調系の時成の相違)		原子炉建屋廃棄物処理区域換気空調系は,廃棄物処 理区域送風機,廃棄物処理区域排風機等で構成され, 建屋内の空気の流れを適正に保ち,清浄区域の汚染を 防止する。 廃棄物処理区域内に供給された空気は,フィルタを 通した後,排気筒から大気に放出する設計とする。		
(換気空調系の構成の相違) (2.2.6 制御建屋換気系は、C/B 汚染区域送風機(第1号機 設備,第1,2号機共用)、C/B 汚染区域送風機(第1号機 設備,第1,2号機共用)、C/B 汚染区域速風機(第1 号機設備,第1,2号機共用)等で構成する。 設計の差異 (換気空調系の構成の相違) 制御建屋内に供給された空気は、フィルタを通した 後、排気筒から大気に放出する設計とする。			(換気空調系の構成の相違)	
制御建屋換気系は、C/B 汚染区域送風機(第1号機 (換気空調系の構成の相違) 設備,第1,2号機共用),C/B 汚染区域排風機(第1 号機設備,第1,2号機共用)等で構成する。 制御建屋内に供給された空気は、フィルタを通した 後,排気筒から大気に放出する設計とする。				
		制御建屋換気系は、C/B 汚染区域送風機(第1号機 設備,第1,2号機共用),C/B 汚染区域排風機(第1 号機設備,第1,2号機共用)等で構成する。 制御建屋内に供給された空気は、フィルタを通した 後,排気筒から大気に放出する設計とする。		

較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(放射線管理施設の基本設計方針)

東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		設計の差異 (換気空調系の構成の相違)
	 2.2.7 焼却炉建屋換気空調系 焼却炉建屋換気空調系は、焼却炉建屋給気ファン(第1号機設備,第1,2,3号機共用),焼却炉建屋排気 ファン(第1号機設備,第1,2,3号機共用)等で構成する。 焼却炉建屋内に供給された空気は、フィルタを通した後、焼却炉建屋排気口から大気に放出する設計とする。 【43条13】 	設計の差異 (換気空調系の構成の相違)
	 2.2.8 サイトバンカ建屋換気空調系 サイトバンカ建屋換気系は、サイトバンカ建屋送風 機(第1号機設備,第1,2,3号機共用),サイトバン 力建屋排風機(第1号機設備,第1,2,3号機共用) 等で構成する。 サイトバンカ建屋内に供給された空気は、フィルタ を通した後、サイトバンカ建屋排気口から大気に放出 する設計とする。 【43条14】 	設計の差異 (換気空調系の構成の相違)

- 4 -

較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(原子炉格納施設の基本設計方針)

東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
	 3.3.1 非常用ガス処理系 非常用ガス処理系は、非常用ガス処理系空気乾燥装置、非常用ガス処理系排風機及び高性能エアフィルタ、 チャコールエアフィルタを含む非常用ガス処理系フィ ルタ装置等から構成される。 放射性物質の放出を伴う設計基準事故時には、常用 換気系を閉鎖し、非常用ガス処理系排風機によって原 子炉建屋原子炉棟内を水柱約 6mm の負圧に保ちながら 原子炉格納容器等から漏えいした放射性物質を非常用 ガス処理系フィルタ装置を通して排気筒から放出する 設計とする。 【43 条 8】 	設備名称の相違 設計の差異

 $\overline{}$

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	安水争頃との対比衣 - 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
投術 基 毕 規則 · 解朳	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	佣与
(換気設備)	1		チ 放射線管理施設の構造	8. 放射線管理施設		
	1		及び設備	8.2 換気空調設備		
	1		 (1) 屋内管理用の主要な 	8.2.1 概要		
	1		設備の種類	換気空調設備は, 建屋内		
	1		(vi) 換気空調設備	に清浄な空気を供給し建屋		
第四十三条 発電用原子炉	通常運転時,運転時の異	通常運転時,運転時の異	通常運転時,運転時の異	内の空気を加熱あるいは冷	同趣旨の記載であるが,表	放射線管理施設
施設内の放射性物質により	常な過渡変化時及び設計基	常な過渡変化時及び設計基	<u>常な過渡変化時</u> ,設計基準	却して温度を制御するとと	現の違いによる差異あり	2.2 換気設備
汚染された空気による放射	準事故時において, 放射線	準事故時において、放射線	事故時及び重大事故等時に	もに、これら供給空気の流		
線障害を防止する必要があ	障害を防止するため,発電	障害を防止するため、発電	発電所従業員に新鮮な空気	れを適切に保ち、建屋内の		
る場所には、次に定めると	所従業員に新鮮な空気を送	所従業員に新鮮な空気を送	を送るとともに,空気中の	清浄区域の汚染を防止する		
ころにより換気設備を施設	るとともに、空気中の放射	るとともに、空気中の放射	放射性物質の除去低減が可	ために設けるものである。		
しなければならない。 🕕	性物質の除去・低減が可能	性物質の除去・低減が可能	<u>能な換気</u> 空調 <u>設備を設け</u>			
	な換気設備を設ける。	な換気設備を設ける。	<u>3.</u> (1)a	換気空調設備は,原子炉		
	【43 条 1】	①a 【43 条 1】	中央制御室には、炉心の	建屋原子炉棟(以下 8.では		
	1		著しい損傷が発生した場合	「原子炉棟」という。)換気		
	1		においても運転員がとどま	空調系、タービン建屋換気		
	1		るために必要な重大事故等	空調系,中央制御室換気空		
一 放射線障害を防止する	換気設備は,放射性物質	換気設備は,放射性物質	対処設備を設置及び保管す	調系, 廃棄物処理区域換気	同趣旨の記載であるが,表	同上
ために必要な換気能力を有	による汚染の可能性からみ	による汚染の可能性からみ	る。1	空調系等から構成し、それ	現の違いによる差異あり	
するものであること。②	て区域を分け、それぞれ別	て区域を分け、それぞれ別		ぞれ独立な系統とする。こ		
	系統とし、清浄区域に新鮮	系統とし、清浄区域に新鮮	a. 原子炉建屋原子炉棟換	れらの各系統には必要に応		
	な空気を供給して、汚染の	な空気を供給して、汚染の	気空調系及びタービン建屋	じてフィルタ,加熱コイル,		
	可能性のある区域に向って	可能性のある区域に向って	換気空調系	冷却コイル等を設ける。 谷		
	流れるようにし、排気は適	流れるようにし、排気は適	原子炉建屋原子炉棟換気	また,ドライウェル内に		
	切なフィルタを通して行	切なフィルタを通して行	空調系及びタービン建屋換	はドライウェル内ガス冷却		
	う。また,各換気系統は,そ	う。また,各換気系統は,そ	気空調系は,それぞれ原子	装置を設ける。 🕉		
	の容量が区域及び部屋の必	の容量が区域及び部屋の必	炉建屋及びタービン建屋に	中央制御室には, 炉心の		
	要な換気並びに除熱を十分	要な換気並びに除熱を十分	外気を供給し,その排気を	著しい損傷が発生した場合		
	行える設計とする。	行える設計とする。	フィルタを通して排気筒か	においても運転員がとどま		
	【43 条 2】	②a 【43 条 2】	ら大気へ放出する。	るために必要な重大事故等		②a 引用元:P2
			④ (②c, ②f 重複)	対処設備を設置及び保管す		
				る。 4		
			b. 中央制御室換気空調系	重大事故等が発生した場		
二 放射性物質により汚染	放射性物質を内包する換	放射性物質を内包する換	中央制御室等の換気及び	合においても,当該事故等	基準要求への適合性を明確	同上
された空気が漏えい及び逆	気ダクトは、溶接構造とし、	気ダクトは、溶接構造とし、	<u>冷暖房</u> を行うための <u>中央制</u>	に対処するために必要な指	化	
流し難い構造であること。	耐圧試験に合格したものを	耐圧試験に合格したものを	<u>御室換気空調系</u> を設ける。	示を行う要員がとどまるこ		
3	使用することで、漏えいし	使用することで、漏えいし	(1)b	とができるよう,緊急時対		

過装置の取替えが容易な構 するフィルタユニットは、 するフィルタユニットは、

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定很拠に関する説明書 別添-1) 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
【解釈】	難い構造とする。また、ファ	難い構造とする。また、ファ	中央制御室換気空調系に	策所の居住性を確保するた		
1 第2号に規定する「漏	ン、逆流防止用ダンパ等を	ン、逆流防止用ダンパ等を	は,通常のラインの他,高性	めの換気空調設備として,		
えいし難い構造」とは、ダク	設置し,逆流し難い構造と	設置し,逆流し難い構造と	能エアフィルタ及びチャコ	緊急時対策所換気空調系及		
トであって内包する流体の	する。	する。	ールエアフィルタを内蔵し	び緊急時対策所加圧設備を		
放射線物質の濃度が37m	【43条3】	③ 【43条3】	た中央制御室再循環フィル	設置及び保管する。 4		
Bq/cm ³ 以上のもの (ク			タ装置並びに中央制御室再			
ラス4管)は、第17条に基			<u>循環送風機</u> からなる非常用			
づく構造とするとともに第			ラインを設け, ①c 設計基	8.2.2 設計方針		
21条の耐圧試験により漏			準事故時には外気との連絡	(1) <u>清浄区域</u> は, <u>汚染の可</u>		
えいし難い構造であること			口を遮断し,中央制御室再	<u>能性のある区域</u> より正圧に		
が確認されていることをい			循環フィルタ装置を通る事	保ち、その境界に障壁がな		
う。また、「逆流し難い構造」			故時運転モードとし, 運転	い場合の排気は <u>汚染の可能</u>		
とは、ファン、逆流防止用ダ			員を放射線被ばくから防護	<u>性のある区域</u> から優先的に		
ンパー等を設けることをい			する設計とする。外部との	 行う。		
<i>う。</i> ③			遮断が長期にわたり、室内	(2) 汚染の可能性のある区		
			の雰囲気が悪くなった場合	域からの <u>排気は</u> ,フィルタ		
			には,外気を中央制御室再	<u>を通し</u> た後,排気筒から放		
三 排出する空気を浄化す	排出する空気を浄化する	排出する空気を浄化する	循環フィルタ装置で浄化し	出する。	基準要求への適合性を明確	放射線管理施設
る装置を設ける場合にあっ	ため,気体状の放射性よう	ため、気体状の放射性よう	ながら取り入れることも可	(3) 主要な<u>系統</u>のファン	化	2.2 換気設備
ては、ろ過装置の放射性物	素を除去するチャコールエ	素を除去するチャコールエ	能な設計とする。2	は,原則として 100%容量 2		
質による汚染の除去又はろ	アフィルタ及び放射性微粒	アフィルタ及び放射性微粒		台又は50%容量3台とし,そ		
過装置の取替えが容易な構	子を除去する高性能エアフ	子を除去する高性能エアフ		れぞれ1台を予備とする。		
造であること。④	ィルタを設置する。	ィルタを設置する。		(4) 各 <u>区域</u> の温度を適切に		
	【43条4】	④ 【43条4】	リ 原子炉格納施設の構造	保つため <u>除熱</u> を行う。		
【解釈】			及び設備	2a		
2 第3号に規定する「ろ			(4) その他の主要な事項			
過装置」とは、気体状の放射			(ii) <u>非常用ガス処理系</u>	(5) 各換気施設の <u>フィルタ</u>		
性よう素を除去するよう素			この系は、 2系統で構成	は、点検及び交換すること		
(チャコール又は同等品)			する湿分除去装置及びファ	ができるように設計する。		
フィルター及び放射性微粒			ン並びに 1 系統で構成する	(4)a		
子を除去する微粒子(高性			<u>高性能</u> 粒子 <u>フィルタ</u> ,よう	(6) 中央制御室換気空調系		
能粒子又は同等品)フィル			素用 <u>チャコールフィルタを</u>	は,事故時には,中央制御室		
ターを用いることをいう。			<u>含むフィルタ</u> ユニット <u>等か</u>	隔離信号により外気取入れ		
4			<u>ら</u> なり, <u>放射性物質の放出</u>	ライン,排気ラインを隔離		
			<u>を伴う事故時には、常用換</u>	するとともに室内空気の全		
3 第3号に規定する「ろ	これらのフィルタを内包	これらのフィルタを内包	気系を閉鎖し,ファンによ	量を再循環し, その際, 再循	基準要求への適合性を明確	同上

って原子炉建屋原子炉棟内 環空気の一部は再循環フィ

赤色:	: 様式-6 に関する記載(付番及び下線)
青色:	: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:	: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:	:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:	:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

原子炉棟換気空調系系統

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開支(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定供拠に関する説明書 別添-1) 前回提出時からの変更箇所

			安尔事項この対比衣			1
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書 其大記計士(AL) (然)	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
 造であること」とは、 換気設	基本設計方針(前) フィルタの取替えが容易と	基本設計方針(後) フィルタの取替えが容易と	本文 を 全 年 た 保 ち な が ら 原 子 炉	添付書類八 ルタ装置にて処理し,運転	及び基本設計方針との対比	
備がろ過装置交換に必要な	なるよう取替えに必要な空	なるよう取替えに必要な空	格納容器等から漏えいした	員等を被ばくから防護する		
空間を有するとともに、必	間を有するとともに、必要	間を有するとともに、必要	放射性物質をフィルタユニ	ように設計する。		
要に応じて梯子等を設置	同を有することもに, 必要 に応じて梯子等を設置し,	間を有することもに, 必要 に応じて梯子等を設置し,	<u> 水れ住物員をノイルク</u> ユニ ットを通して排気筒から放	(7) 中央制御室換気空調系		
<i>安に心して</i> (帯) 等を 設置 し、ろ過装置の取替えが容		取替えが容易な構造とす	ットを通して <u>新文向から放</u> 出する。①d	は、原子炉冷却材喪失事故		
し、う過表遣の取得えが存 易な構造であることをい		取信 んか 谷 勿 な 悔 迫 こ り る。	<u>ロック</u> 。 フィルタユニット	時及び主蒸気管破断事故時		④a 引用元:P2
j_{o} (4)	る。 【43 条 5】	√3。 ④a 【43条5】	- ジョルシューシャ 基数 1	の短期間では動的機器の単		
<i>7.</i> 4			本数 1 処理容量 約 2,500m ³ /h	一故障を、長期間では動的		
			処理谷重 約2,500m/m よう素除去効率 99%以上	機器の単一故障若しくは想		
			(温度 66℃以下,相対湿度	機器の単一 00 障石 しくは恋 定される静的機器の単一故		
四 吸気口は、放射性物質	吸気口は,放射性物質に	吸気口は、放射性物質に	(温度 00 C以下, 相対 湿度 70%以下において) 3	障のいずれかを仮定して	基準要求への適合性を明確	放射線管理施設
四 吸気口は、放射性物質 により汚染された空気を吸	吸気口は, 放射性物質に 汚染された空気を吸入し難	吸気口は, 放射性物質に 汚染された空気を吸入し難	10% 5 1 (7 (障のいりれかを仮定しても、当該設備に要求される	差 平安水への 適合性 を 明確 化	放射線管理施設 2.2 換気設備
により75条された空気を吸 入し難いように施設するこ	75年された空気を吸入し難いように、排気筒、サイトバ	75年された空気を吸入し難いように、排気筒、サイトバ		も、ヨ該設備に安水される原子炉制御室非常用換気空	16	2.2 換风設備
	ンカ建屋排気口及び焼却炉	ンカ建屋排気口及び焼却炉		原子炉制御室非常用換気空 調機能を達成できる設計と		
と。 「 <i>解釈</i> 】	ンガ建屋排気口及び焼却炉 建屋排気口から十分離れた	ンガ建屋排気口及び焼却炉 建屋排気口から十分離れた	コーズの仲が産田原ス店の			
【 <i>脾秋】</i> 4 第4号に規定する「汚		建産併気口から十分離れた 位置に設置する。	ヌ その他発電用原子炉の 附属施設の構造及び設備	, = 0 = ····, + , + ·· + ·· = 0 + · · ·		
染された空気を吸入し難	【43 条 6】	⑤ 【43条6】	(6) その他の主要な事項(a) 株有応調査	クトの一部については、劣		
い」は、排気筒から十分に離			(3) 換気空調系	化モードに対する適切な保		
れた位置に設置することを			この系は,原子炉建屋原			
いう。⑤	中央制御室の換気及び冷	中央制御室の換気及び冷	子炉棟換気空調系,タービ		設備記載の適正化	放射線管理施設
	暖房は、中央制御室送風機、	暖房は、中央制御室送風機、	ン建屋換気空調系、中央制	想定される故障の除去又は		2.2.1 中央制御室換気空調
	中央制御室再循環フィルタ	中央制御室再循環フィルタ	御室換気空調系等から構成			系
	装置,中央制御室再循環送	装置,中央制御室再循環送	される。	能であり、かつ、補修作業が		
	風機,中央制御室排風機等	風機,中央制御室排風機等	④ (①b, ②b, ②e 重複)	容易となる設計とする。 🌀		
	から構成する中央制御室換	から構成する中央制御室換	原子炉建屋原子炉棟換気			
	気空調系により行う。	気空調系により行う。	空調系及びタービン建屋換			
	【43条7】	①b①c 【43 条 7】	気空調系は、それぞれ原子			①b 引用元:P1
			炉建屋及びタービン建屋に	111 = 211 + 12 211		①c 引用元:P2
			外気を供給し,その排気を			
			フィルタを通して排気筒か	す。 🗇		
	非常用ガス処理系は、非	非常用ガス処理系は、非	ら大気へ放出する。		設備記載の適正化	原子炉格納施設
	常用ガス処理系空気乾燥装	常用ガス処理系空気乾燥装	④ (②c, ②f 重複)	8.2.4 主要設備		3.3.1 非常用ガス処理系
	置,非常用ガス処理系排風	置,非常用ガス処理系排風	中央制御室換気空調系			
	機及び高性能エアフィル	機及び高性能エアフィル	は,中央制御室の換気及び	原子炉棟換気空調系は,		
	タ、チャコールエアフィル	タ、チャコールエアフィル	空調を行い、事故時には中	給気ファン, 排気ファン, フ		

タを含む非常用ガス処理系 タを含む非常用ガス処理系 央制御室内空気をチャコー ィルタ等で構成する。

フィルタ装置等から構成さ フィルタ装置等から構成さ ルフィルタを通して再循環

要求事項との対比表

9

 \square

赤色	ł	様式-6 に関する記載(付番及び下線)
青色	ŝ	設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色		設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色		技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色	ł	基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開連する資料> ・様式1-への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定供規に関する説明書)別添-1) 前回提出時からの変更箇所

	机工初中注击	机工题中结束	安小事項とり刈れな	机墨尔可由结束	凯墨杰司 计终其演出时	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	加る。	本本政府力量(反)	する。2	概要図を第 8.2-1 図に示	及0 墨平极时为时已97月起	
	放射性物質の放出を伴う	放射性物質の放出を伴う		す。 ◆		
	設計基準事故時には、常用	設計基準事故時には、常用		汚染の可能性のある区域		
	換気系を閉鎖し、非常用ガ	換気系を閉鎖し、非常用ガ		は,給・排気量を適切に設定		
	ス処理系排風機によって原	ス処理系排風機によって原		することによって,清浄区		
	子炉建屋原子炉棟内を水柱	子炉建屋原子炉棟内を水柱		<u></u> 域より負圧に保つ。 ②b		
	約 6mm の負圧に保ちながら	約 6mm の負圧に保ちながら		棟内に供給された空気		
	原子炉格納容器等から漏え	原子炉格納容器等から漏え		は,フィルタを通した後,排		
	いした放射性物質を非常用	いした放射性物質を非常用		気ファンにより排気筒から		
	ガス処理系フィルタ装置を	ガス処理系フィルタ装置を		大気に放出する。②c		
	通して排気筒から放出する	通して排気筒から放出する		給気及び排気ダクトに		
	設計とする。	設計とする。		は、それぞれ2個の空気作動		
	【43 条 8】	①d①e 【43 条 8】		の隔離弁を設け、排気ダク		①d 引用元:P3
				トの放射能レベルが高くな		①e 引用元:P8
				った場合自動閉鎖し、本換		
				気空調系から非常用ガス処		
	原子炉建屋原子炉棟換気	原子炉建屋原子炉棟換気		理系に切り換えて,放射性	設備記載の適正化	放射線管理施設
	空調系は,原子炉棟送風機,	空調系は,原子炉棟送風機,		<u>ガスの放出を防ぐ</u> 。②d		2.2.3 原子炉建屋原子炉棟
	原子炉棟排風機等で構成	原子炉棟排風機等で構成		また、非常用炉心冷却系		換気空調系
	し、原子炉建屋原子炉棟の	し、原子炉建屋原子炉棟の		の各ポンプ室,残留熱除去		
	換気を行う。汚染の可能性	換気を行う。汚染の可能性		系ポンプ室,原子炉隔離時		
	のある区域は,給・排気量を	のある区域は, 給・排気量を		冷却系ポンプ室等非常時に		
	適切に設定することによっ	適切に設定することによっ		作動を要求される機器の設		
	て、清浄区域より負圧に保	て、清浄区域より負圧に保		置される部屋は,外部電源		
	つ。供給された空気は、フィ	つ。供給された空気は,フィ		喪失時に非常用電源から供		
	ルタを通した後, 排気筒か	ルタを通した後、排気筒か		給を受ける空気冷却装置で		
	ら放出する。	ら放出する。 <mark>②b②c</mark>		冷却除熱する。		
	給気及び排気ダクトに	給気及び排気ダクトに				
	は,それぞれ2個の空気作動	は,それぞれ2個の空気作動				
	の隔離弁を設け、排気ダク	の隔離弁を設け、排気ダク		(2) タービン建屋換気空調		
	トの放射能レベルが高くな	トの放射能レベルが高くな		系		
	った場合等に自動閉鎖し,	った場合等に自動閉鎖し,		<u>タービン建屋換気空調系</u>		
	本換気空調系から非常用ガ	本換気空調系から非常用ガ		は,建屋内の空気の流れを		
	ス処理系に切り換わること	ス処理系に切り換わること		適正に保ち,清浄区域の汚		
	で放射性ガスの放出を防ぐ	で放射性ガスの放出を防ぐ		染を防止する。換気空調系		
	設計とする。	設計とする。		は給気ファン、排気ファン、		
	【43条9】	②d 【43条9】		<u>フィルタ等で構成</u> する。②e		

赤色:様式-6に関する記載(作	†番及び下線)
青色:設置変更許可本文及び添	付書類八からの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計	·方針(後)との対比
緑色:技術基準規則と基本設計	方針(後)との対比
紫色:基本設計方針(前)と基	本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
				タービン建屋換気空調系		
				系統概要図を第8.2-2図に		
				示す。 ô		
	タービン建屋換気空調系	タービン建屋換気空調系		建屋内に供給された空気	設備記載の適正化	放射線管理施設
	はタービン建屋送風機、タ	はタービン建屋送風機、タ		は,フィルタを通した後,排		2.2.4 タービン建屋換気空
	ービン建屋排風機等から構	ービン建屋排風機等から構		気ファン <u>により排気筒から</u>		調系
	成され, 建屋内の空気の流	成され、建屋内の空気の流		大気に <u>放出する。</u> ②f		
	れを適正に保ち,清浄区域	れを適正に保ち,清浄区域				
	の汚染を防止する。	の汚染を防止する。②e		(3) 中央制御室換気空調系		②e 引用元:P4
	建屋内に供給された空気	建屋内に供給された空気		中央制御室換気空調系の		
	は,フィルタを通した後,排	は,フィルタを通した後,排		系統概要図を第8.2-3 図に		
	気筒から放出する設計とす	気筒から放出する設計とす		示す。 🗇		
	る。	る。		中央制御室換気空調系		
	【43条10】	②f 【43 条 10】		は、設計基準事故時に放射		
				線業務従事者等を内部被ば		
				くから防護し,必要な運転		
				操作を継続することができ		
	原子炉建屋廃棄物処理区	原子炉建屋廃棄物処理区		るようにするため、他の換	設備記載の適正化	放射線管理施設
	域換気空調系は,廃棄物処	域換気空調系は,廃棄物処		気系とは独立にして、外気		2.2.5 原子炉建屋廃棄物処
	理区域送風機, 廃棄物処理	理区域送風機, 廃棄物処理		との連絡口を遮断し,高性		理区域換気空調系
	区域排風機等で構成され,	区域排風機等で構成され,		能エアフィルタ及びチャコ		
	建屋内の空気の流れを適正	建屋内の空気の流れを適正		ールエアフィルタを内蔵し		
	に保ち、清浄区域の汚染を	に保ち、清浄区域の汚染を		た中央制御室再循環フィル		
	防止する。	防止する。 <mark>②</mark> g		タ装置を通して再循環する		②g引用元:P6
	廃棄物処理区域内に供給	廃棄物処理区域内に供給		ことができ,また,必要に応		
	された空気は、フィルタを	された空気は、フィルタを		じて外気を中央制御室再循		
	通した後、排気筒から大気	通した後、排気筒から大気		環フィルタ装置を通して取		
	に放出する設計とする。	に放出する設計とする。		り入れることができる設計		
	【43 条 11】	②h 【43 条 11】		とする。 \delta		②h 引用元:P6
				炉心の著しい損傷が発生		
				した場合においても、中央		
				制御室に運転員がとどまる		
	制御建屋換気系は, C/B 汚	制御建屋換気系は, C/B 汚		ために必要な換気空調設備	設備設計の明確化	放射線管理施設
	染区域送風機(第1号機設	染区域送風機(第 1 号機設		として,中央制御室換気空		2.2.6 制御建屋換気系
	備, 第1, 2号機共用), C/B	備, 第1, 2号機共用), C/B		調系を設ける。本設備につ		
	汚染区域排風機(第1号機設	汚染区域排風機(第1号機設		いては,「6.10 制御室」に		
	備, 第1, 2号機共用) 等で	備, 第1,2号機共用)等で		記載する。 🕟		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八	からの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方	針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	013 5
	構成する。	構成する。				
	制御建屋内に供給された	制御建屋内に供給された		(4) 中央制御室待避所加圧		
	空気は、フィルタを通した	空気は、フィルタを通した		設備(空気ボンベ)		
	後、排気筒から大気に放出	後,排気筒から大気に放出		炉心の著しい損傷後の原子		
	する設計とする。	する設計とする。		炉格納容器フィルタベント		
	【43 条 12】	② 【43 条 12】		系を作動させる場合に放出		
				される放射性雲による運転		
				員の被ばくを低減するた		
				め,中央制御室待避所を正		
	焼却炉建屋換気空調系	焼却炉建屋換気空調系		圧化し,放射性物質が中央	設備記載の適正化	放射線管理施設
	は, 焼却炉建屋給気ファン	は, 焼却炉建屋給気ファン		制御室待避所に流入するこ		2.2.7 焼却炉建屋換気空調
	(第1号機設備,第1,2,3	(第1号機設備,第1,2,3		とを一定時間完全に防ぐた		系
	号機共用), 焼却炉建屋排気	号機共用), 焼却炉建屋排気		めに必要な換気空調設備と		
	ファン(第1号機設備,第1,	ファン(第1号機設備,第1,		して, 中央制御室待避所加		
	2,3 号機共用)等で構成す	2, 3 号機共用)等で構成す		圧設備 (空気ボンベ)を設け		
	る。	る。②i		る。本設備については,		②i 引用元: P7
	焼却炉建屋内に供給され	焼却炉建屋内に供給され		「6.10制御室」に記載する。		
	た空気は、フィルタを通し	た空気は、フィルタを通し		4		
	た後, 焼却炉建屋排気口か	た後、焼却炉建屋排気口か		(5) 廃棄物処理区域換気空		
	ら大気に放出する設計とす	ら大気に放出する設計とす		調系		
	る。【43 条 13】	る。②j 【43 条 13】		廃棄物処理区域換気空調		②j引用元:P7
				系は,建屋内の空気の流れ		
				を適正に保ち,清浄区域の		
				<u>汚染を防止する。</u> 換気空調		
	サイトバンカ建屋換気系	サイトバンカ建屋換気系		系は,給気ファン,排気ファ	設備記載の適正化	放射線管理施設
	は, サイトバンカ建屋送風	は, サイトバンカ建屋送風		ン,フィルタ <u>等で構成</u> する。		2.2.8 サイトバンカ建屋換
	機(第1号機設備,第1,2,	機(第1号機設備,第1,2,		2g		気空調系
	3 号機共用), サイトバンカ	3 号機共用),サイトバンカ		廃棄物処理区域換気空調		
	建屋排風機(第1号機設備,	建屋排風機(第1号機設備,		系の系統概要図を第 8.2-4		
	第1,2,3号機共用)等で構	第1,2,3 号機共用)等で構		図に示す。 🗇		
	成する。	成する。 <mark>②k</mark>		廃棄物処理区域内に供給		②k 引用元: P7
	サイトバンカ建屋内に供	サイトバンカ建屋内に供		された空気は、フィルタを		
	給された空気は、フィルタ	給された空気は、フィルタ		通した後, 排気ファンによ		
	を通した後、サイトバンカ	を通した後、サイトバンカ		り排気筒から大気に放出す		
	建屋排気口から大気に放出	建屋排気口から大気に放出		<u>る。②h</u>		
	する設計とする。	する設計とする。				
	【43条14】	②1 【43条14】		(7) 焼却炉建屋換気空調系		②1 引用元: P7

赤色	: 様式-6 に関する記載(付番及び下線)
青色	: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色	: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色	:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色	:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式へつの展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	144-14
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
				(1 号及び 2 号炉共用, 既		
				設)		
				<u> 焼却炉建屋換気空調系</u>		
				は、給気ファン、排気ファ		
				<u>ン,フィルタ等で構成する。</u>		
				2i		
				建屋内に供給された空気		
				は,フィルタを通した後,排		
				<u>気ファンにより焼却炉建屋</u>		
				<u> </u>		
				焼却炉建屋換気空調系の		
				系統概要図を第8.2-5図に 示す。		
				不9。 🗸		
				(8) サイトバンカ建屋換		
				気空調系(1号及び2号炉		
				共用)		
				サイトバンカ建屋換気空		
				調 <u>系は,</u> 給気ファン,排気フ		
				ァン, <u>フィルタ等で構成す</u>		
				<u>3.</u> 2k		
				建屋内に供給された空気		
				<u>は,フィルタを通した後,</u> 排		
				気ファンにより <u>サイトバン</u>		
				<u>カ建屋排気口から放出す</u>		
				<u>る</u> 。21		
				サイトバンカ建屋換気空		
				調系の系統概要図を第 8.2		
				-6 図に示す。 🗇		
				9. 原子炉格納施設		
				9.1 原子炉格納施設		
				9.1.1 通常運転時等		
				9.1.1.4 主要設備		
				9.1.1.4.2 二次格納施設		
				9.1.1.4.2.2 非常用ガス処		
				理系		

14

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
这前盔半观烈 加州	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	C EUV
				事故などで,原子炉建屋		
				の放射能レベルが高くなる		
				場合,原子炉建屋から直接		
				外部へ放射能が放散される		
				ことを防止するため、常用		
				換気系を閉鎖し,非常用ガ		
				ス処理系を作動させる。 🛞		
				非常用ガス処理系の系統概		
				要図を第9.1-3図に示す。		
				\Diamond		
				事故が発生すると、原子		
				炉冷却材喪失事故の場合は		
				原子炉水位低又はドライウ		
				ェル圧力高信号により, ま		
				た,燃料取扱事故等の場合		
				は原子炉建屋放射能高信号		
				により、自動的に常用換気		
				系を閉鎖するとともに、原		
				子炉建屋を負圧に保ち、ま		
				た、負圧に保つため放出す		
				る原子炉建屋内ガスに含ま		
				れる放射性よう素及び固体		
				状核分裂生成物を吸着除去		
				するため非常用ガス処理系		
				を起動させる。		
				この系統構成は, 2系統		
				で構成する非常用ガス処理		
				、 (構成) 5 非常用ガス処理 系空気乾燥装置, 非常用ガ		
				示空风轮屎表直, 非市市ス ス処理系排風機等並びに1		
				ス処理宗伊風機等並びに1 系統で構成する高性能エア		
				フィルタ、チャコールエア		
				フィルタを含む非常用ガス		
				処理系フィルタ装置等から		
				なり、原子炉棟を水柱約6		
				<u>mm</u> 1eの負圧に保ち,原子炉 (1) エキャックション		
				棟内空気を 50%/d で処理す		
				る能力をもっている。 🛞		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八から	の引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)と	:の対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)と	:の対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針	(後) との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				チャコールエアフィルタ		
				のよう素除去効率は,99%		
				以上(相対湿度 70%以下か		
				っ温度 66℃以下において,		
				無機,有機よう素に対して		
				それぞれ)に設計する。		
				また,高性能エアフィル		
				タは、粒子状核分裂生成物		
				の 99.9%以上を除去するよ		
				う設計する。 🧐		
				この系統を出たガスは,		
				排気筒を通して,大気中に		
				放出する。 ① (①d 重複)		
				非常用ガス処理系空気乾		
				燥装置,非常用ガス処理系		
				排風機に必要な電力は,外		
				部電源喪失時にも非常用デ		
				ィーゼル発電機で供給する		
				ことができる。🛞		
				また、系統の作動試験及		
				び性能の確認は定期的に実		
				施できるように設計する。		
				8		
				非常用ガス処理系は、原		
				子炉冷却材喪失事故時の短		
				期間では動的機器の単一故		
				障を、長期間では動的機器		
				の単一故障若しくは想定さ		
				れる静的機器の単一故障の		
				いずれかを仮定しても、当		
				該設備に要求される原子炉		
				格納容器内又は放射性物質		
				が原子炉格納容器内から漏		
				れ出た場所の雰囲気中の放		
				射性物質の濃度低減機能を		
				達成できる設計とする。		
				なお、単一設計とする配		

0

	: 様式-6 に関する記載(付番及び下線)
青色:	:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:	: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:	: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:	: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				管の一部については,劣化		
				モードに対する適切な保		
				守,管理を実施し,故障の発		
				生を低く抑えるとともに,		
				想定される故障の除去又は		
				修復のためのアクセスが可		
				能であり,かつ,補修作業が		
				容易となる設計とする。 ô		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第43条 換気設備】

-:該当なし
 :前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

껔	43条(換気設備)				
	43 衆(換べ設備) 技術基準の条文,解釈への	の海へ州に関ナス考え士			
1.		ノ迴口住に関りる与ん刀			
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類
1	汚染された空気による放 射線障害を防止するため の換気設備	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。			_
2	放射線障害を防止するた めに必要な換気能力	同上 1一 —			_
3	汚染された空気の漏えい 及び逆流し難い構造	同上 1二 1			_
4	フィルタによる汚染の除 去及び取替	同上	1 三	2 3	_
5	放射性物質による汚染さ れた空気の吸入し難い構 造	同上	1 四	4	_
2.	設置許可本文のうち,基2	よ設計方針に記載しないことの考え方	ī		
No.	項目				
1	重大事故等対処設備の設 置及び保管	第74条に対する内容であり、本条文では記載しない。			_
2	中央制御室換気空調系	系第38条に対する内容であり、本条文では記載しない。 –			
3	主要設備及び仕様	要目表に記載しているため記載しない。 –			
4	重複記載				
3.	設置許可添八のうち,基2	- は設計方針に記載しないことの考え方	ī		
No.	項目	考え方			添付書類
$\langle 1 \rangle$	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため	記載しな	v،	_
2>	換気設備の構成	[1 Na①」及び「1 Na②」にて同趣旨の内容を包括して			_
$\langle 3 \rangle$	ドライウェル冷却系 第44条に対する内容であり、本条文では記載しない。 -				
$\langle 4 \rangle$	 重大事故等対処設備の設第74条又は第76条に対する内容であり、本条文では記 置及び保管 載しない。 				
$\langle 5 \rangle$	中央制御室換気空調系	第38条に対する内容であり、本条文	てては記載	もしない。	_
6	単一故障	第14条に対する内容であり、本条文では記載しない。 -			
	記載箇所の呼び込み	設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。			_
8	設備の補足的な記載	設備の補足的な記載であるため記載	しない。		_
٩	主要設備及び仕様	及び仕様 要目表に記載しているため記載しない。 -			
4.	詳細な検討が必要な事項				
No.	書類名				
а	要目表				
b	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書				
с	放射線管理施設に係る機器(放射線管理用計測装置を除く。)の配置を明示した図面及び系統図				
d	原子炉格納施設に係る機制	器の配置を明示した図面及び系統図			

【第43条 換気設備】

-:該当なし
 :前回提出時からの変更箇所

様式-6

е	構造図
f	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
g	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書